

令和元年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第6号）

令和元年9月30日（月）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第62号 瑞穂市給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第67号 平成30年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第68号 平成30年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第69号 平成30年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第6 議案第70号 平成30年度瑞穂市・神戸町水道組合会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第71号 平成30年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第8 議案第76号 平成31年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第53号 財産（図書館情報システム更新）の取得について
- 日程第10 議案第55号 瑞穂市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第58号 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第60号 瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第61号 瑞穂市火葬場条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第64号 平成30年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第65号 平成30年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第66号 平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第73号 平成31年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第74号 平成31年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第75号 平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第54号 瑞穂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第56号 瑞穂市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第57号 瑞穂市公民館条例等の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第63号 平成30年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 議案第72号 平成31年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）

日程第25 議案第77号 平成29年度犀川遊水地牛牧排水機場改築工事委託契約の変更（第3回）について

日程第26 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 馬 渕 ひろし | 2 番 | 松 野 貴 志 |
| 3 番 | 今 木 啓一郎 | 4 番 | 北 倉 利 治 |
| 5 番 | 鳥 居 佳 史 | 6 番 | 小 川 理   |
| 7 番 | 杉 原 克 巳 | 8 番 | 若 園 正 博 |
| 9 番 | 庄 田 昭 人 | 10番 | 若 井 千 尋 |
| 11番 | 清 水 治   | 12番 | 広 瀬 武 雄 |
| 13番 | 堀 武     | 14番 | 広 瀬 時 男 |
| 15番 | 若 園 五 朗 | 16番 | くまがいさちこ |
| 17番 | 松 野 藤四郎 | 18番 | 藤 橋 礼 治 |

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

|                    |         |         |         |
|--------------------|---------|---------|---------|
| 市 長                | 森 和 之   | 教 育 長   | 加 納 博 明 |
| 政 策 企 画 監          | 巢之内 亮   | 企 画 部 長 | 山 本 康 義 |
| 総 務 部 長            | 久 野 秋 広 | 市 民 部 長 | 児 玉 等   |
| 巢 南 庁 舎<br>管 理 部 長 | 岡 田 弘   | 健康福祉部長  | 平 塚 直 樹 |
| 都市整備部長             | 鹿 野 政 和 | 環境水道部長  | 広 瀬 進 一 |
| 会 計 管 理 者          | 清 水 千 尋 | 教 育 次 長 | 児 玉 太   |
| 監 査 委 員<br>事 務 局 長 | 高 山 浩 之 |         |         |

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

|        |         |     |         |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 広 瀬 照 泰 | 書 記 | 宇 野 伸 二 |
| 書 記    | 松 山 詔 子 |     |         |

## 開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） 皆さん、改めましておはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

きょう早朝からお越しいただきました傍聴の皆様方、ありがとうございます。最後までよろしく願いをいたしたいと思います。

---

## 日程第 1 諸般の報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

本日、市長から議案第77号平成29年度犀川遊水地牛牧排水機場改築工事委託契約の変更（第3回）についての議案が提出され、受理しましたので、後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

---

## 日程第 2 議案第62号から日程第 8 議案第76号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第 2、議案第62号瑞穂市給水条例の一部を改正する条例についてから日程第 8、議案第76号平成31年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）までを一括議題といたします。

これらについては、産業建設委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設委員長 若園正博君。

○産業建設委員長（若園正博君） おはようございます。

令和元年第 3 回定例会産業建設委員会の委員長報告を行います。

ただいま一括議題となりました 7 議案について、会議規則第39条の規定により、産業建設委員会の審査の経過及び結果について報告します。

産業建設委員会は、9 月12日午前 9 時30分から第 3 の 2 の会議室で開催しました。6 名全員の委員が出席し、執行部から、市長、政策企画監、所管の部長、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第62号瑞穂市給水条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、特定の業界での業務を続けていくためには、その業界内での更新手続が必要だと思う。業界で手続をされていても、市の仕事を

行うときには更新手続が必要となるということかとの質疑に対し、平成８年の水道法の改正で、民地内の給水装置は市の指定を受けた業者でないと設置等ができないなど、市の指定を受けることが必要な制度改正があった。この制度は、一度指定をしたら更新がなくそのままであったが、昨年の法律改正により５年間の更新制が導入されたため、今回、市条例の改正を行うものであるとの答弁を受け、業者からすれば、業界の中でも更新があり、さらに市の業務を行うときには指定を受けたままでなく何年かごとに更新していかなければならないのかとの質疑に対し、業界の更新手続についてはわからないが、市としては指定業者の更新制を導入した。法律改正の趣旨は、連絡がとれなくなった業者も今までは指定されたままであったが、更新制を導入することになれば、そのような業者はいずれ失効していくということであるとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第67号平成30年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第68号平成30年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第69号平成30年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について、議案第70号平成30年度瑞穂市・神戸町水道組合会計歳入歳出決算の認定について、議案第71号平成30年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分について、議案第76号平成31年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）を審査しました。

これらの６議案については、いずれも報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で認定または可決されました。

以上で、産業建設委員会の委員長報告を終わります。令和元年９月30日、産業建設委員会委員長 若園正博。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第62号瑞穂市給水条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決とあわせて採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いいたします。

これから議案第62号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第67号平成30年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第67号は委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第68号平成30年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第68号は委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第69号平成30年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○7番（杉原克巳君） おはようございます。

議席番号7番、みずほ令和の会の杉原克巳でございます。

議案第69号平成30年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について、1点だけちょっと御質問をさせていただきます。

皆さん、お持ちかと思いますが、平成30年度の岐阜県瑞穂市水道事業会計決算書、この後ろの厚い紙のあれです。ここの12ページに、私ちょっとお聞きしたいんですけど、支出の部で投資というので1億円、当初予算で設定されておるわけなんですけど、それが補正予算で1億円マイナスということで、結局、予算の設定というのは何を根拠に設定されたかなあと。要するに、取り消しをされておるということでございますが、投資といいますといろんな事柄がございますけど、全く予算を1億円設定して、そのまま1億円減額するということは、私も総括のときに質問させていただきましたんですけど、不用額の発生ということにも、その原因にもなりかねないというようなことで、そこら辺の予算設定のことにつきまして、委員の皆様からこの投資の件につきまして、どういう理由だという問い合わせがなかったかどうかということですね、それを御報告願いたいと思います。この1点だけでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 産業建設委員長 若園正博君。

○産業建設委員長（若園正博君） ただいま杉原議員のほうから議案第69号に関しての質疑がございましたが、委員会におきましては、あえて何も質疑はございませんでしたので、この場をかりて御報告申し上げます。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第69号は委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第70号平成30年度瑞穂市・神戸町水道組合会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第70号は委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第71号平成30年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分についての委員長報告に対

する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第76号平成31年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。



---

日程第 9 議案第53号から日程第19 議案第75号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第 9、議案第53号財産（図書館情報システム更新）の取得についてから日程第19、議案第75号平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）までを一括議題といたします。

これらについては、文教厚生委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 広瀬武雄君。

○文教厚生委員長（広瀬武雄君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまは議長より常任委員会委員長報告（文教厚生委員会の報告）を求められましたので、概略を御報告申し上げたいと思います。

それでは、ただいま一括議題となりました11議案について、会議規則第39条の規定によりまして、文教厚生委員会の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

文教厚生委員会は、9月13日午前9時30分から穂積庁舎議員会議室で開催いたしました。6名全員の委員が出席し、執行部からは、市長を初め教育長、所管の部長、次長及び課長の出席を求めまして、議案についての補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に、要点を絞って御報告申し上げます。

初めに、議案第53号財産（図書館情報システム更新）の取得について及び議案第55号瑞穂市印鑑条例の一部を改正する条例についてを審査いたしました。

これら2議案につきましては、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第58号瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを審査いたしました。

執行部からは補足説明を受けた後、質疑に入りまして、委員から、連携施設は整えられていると言われたが、今ある小規模保育所はどういうところと連携されているのかとの質疑に対して、まめっこ保育園については本田第1保育所、ニチイキッズ瑞穂保育園については本田第2保育所、「ちびっこ園。ミズホ」については、もともと北方でやっていた保育園のため北方保育園と連携をとっているとの答弁がありました。

また、小規模保育園は未満児の子供たちが対象なので、3歳から行き先がなくなってしまう。そのため瑞穂市の公立保育所を連携施設として確保するのが望ましいのではないかと質疑に対して、市としてもそう思っていたが、「ちびっこ園。ミズホ」は、先方から北方保育園でお願いしたいという話があったため、連携施設は北方保育園になっている。しかし、3歳に上が

ったときには、連携は結んでないが牛牧第1保育所、牛牧第2保育所でと考えているとの答弁がありました。

討論では、連携施設についてはおおむね公立保育所でしていきたいと話しておられる。そういう点で、あえて経過措置を5年から10年にする理由はないのではないかという反対討論がありました。

その後、賛成討論なく、採決の結果、賛成多数で可決されました。

次に、議案第60号瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

この議案につきましては、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第61号瑞穂市火葬場条例の一部を改正する条例についてを審査いたしました。

執行部からは補足説明を受けた後、質疑に入りまして、委員から、値上げに関してあらかじめ市民に説明はあったのか。理解が得られるように丁寧なやり方が必要ではないかとの質疑に対して、確定ではない段階なので市民にお知らせはしていない。受益者負担をある程度のレベルにしておかないと、足りない部分は税金で補うことになるので、必要な金額は使用料で確保しなければならないと考えているとの答弁がありました。

また、値上げの後のケアや対処はしっかりとしてもらえるかとの質疑に対して、料金が改正されても市民への丁寧な対応を心がける。火葬場の職員へも周知徹底を行っていくとの答弁がありました。

討論では、事前に市民に対して丁寧な説明をしておかないといけない。消費税が上がる、公民館の使用料が上がるなどさまざまことが重なるため、慎重に行っていかなければならないという反対討論がありました。

その後、賛成討論なく、採決の結果、賛成多数で可決されました。

次に、議案第64号平成30年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査いたしました。

執行部からは補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、被保険者数の加入世帯はどのぐらいなのかとの質疑に対し、年間平均値で平成30年度は6,346世帯、平成29年度は6,555世帯であり209世帯の減である。被保険者数同様、世帯数も年々減ってきている状況であるとの答弁がありました。

また、1人当たりの保険税は前年度と比べて上がったのか下がったのかの質疑に対し、平成30年度は10万1,454円、平成29年度は10万4,707円で前年度に比べて3,000円ほど下がっているとの答弁がありました。

また、過年度分の徴収率は32.87%と書いているが、まだ払えていない世帯はどのぐらいあ

るのかとの質疑に対し、滞納繰越分は763件であるとの答弁がありました。

また、保険基盤安定繰入金についてはどのように使われているのかとの質疑に対し、都道府県化に伴いまして、保険基盤安定繰入金は事業費納付金として全て県のほうへ納めているとの答弁がありました。

討論では、低所得者にとって負担が重い。もっと保険税を引き下げていかなければならない。財源が問題だが、基金積立金など有効に活用できるものもあるのではないかという反対討論がありました。

その後、賛成討論なく、採決の結果、賛成多数で認定されました。

次に、議案第65号平成30年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

執行部からは補足説明を受けた後、質疑に入りまして、委員から、保険料は当初から比べると上がってきている上、年金から引かれている。理解が得られて安定しているとは思えない。どのように考えているのかとの質疑に対して、医療に関しては確かに税の負担が重い。しかし、医療費を削減していかないと保険料は下がらないのが現状である。いかに医療費を抑制するか、難しいが健康寿命の増進などで解消していくしかないとの答弁がありました。

討論では、決して後期高齢者医療制度は安定し定着しているとは思わない。広域連合議会でも何が問題なのか十分に議論できていないので認められないという反対討論がありました。

その後、賛成討論なく、採決の結果、賛成多数で認定されました。

次に、議案第66号平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、歳入歳出差引残額が101万4,000円と縮小することができているが、どのように努力されたのかの質疑に対し、監査から残額が多いと以前から指摘があった。繰り越しを極力少なくするように日々努力をした結果がこの金額になったとの答弁がありました。

また、事業として4品目のアレルギーに対応した除去給食を提供とあるが、4品目以外については今後どのように考えているのかとの質疑に対し、アレルギーに関しては子供一人一人違ってくる。面談等をして献立を考えているところである。できるだけ安心して食べてもらえるよう努めていきたいとの答弁がありました。

また、地産地消の推進ということで、給食の中では柿はどのように出されているのかとの質疑に対し、柿のジャムは提供している。柿そのものについては、食数がかかなり多いため難しい。学校給食の献立については、検討委員会で一度検討をしていきたいとの答弁がありました。

討論では、給食費の助成はすべきではないか。平成30年度の決算で配慮がされていないため反対するという反対討論がありました。

また、繰越金については日々の努力で101万4,000円に縮小され大いに評価すべきであると考ええる。アレルギー対策についても、今後対応していただけるということなので賛成するといった賛成討論がありました。

その後、採決の結果、賛成多数で認定されました。

次に、議案第73号平成31年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第74号平成31年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、議案第75号平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について審査しました。

これら3議案につきましては、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上をもちまして、文教厚生委員会の委員長報告を終わります。令和元年9月30日、文教厚生委員会委員長 広瀬武雄。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第53号財産（図書館情報システム更新）の取得についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第55号瑞穂市印鑑条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第58号瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 議席番号6番の日本共産党の小川理でございます。

議案第58号瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、反対の討論をさせていただきたいと思います。

保育者の病気などによる代替、また3歳以降の子供を受け入れる連携施設は基本的に確保されております。しかも、公立保育所が積極的に連携施設になっていきたい、このような答弁もされております。したがって、条例の改正の必要性は特にないというふうに思います。

また、私は本来、子供やまた保護者の皆さんの立場から申し上げますと、連携施設というもののは必須であるべきと考えるところでございます。

したがって、10年延長に反対だということで反対討論とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第60号瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第61号瑞穂市火葬場条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 議席番号6番の日本共産党の小川理でございます。

反対の理由は簡潔に申し上げたいというふうに思います。

後ほど公民館条例の使用料の値上げもございますので、この議案について、瑞穂市の火葬場条例の一部を改正する条例について、簡単に反対の理由を述べさせていただきたいというふうに思います。

この値上げについて、市民の皆さんへの理解、納得が果たして得られているか、その説明もなされていないということでもありますので、私はこの条例の改正について、以上の理由で反対討論とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第64号平成30年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） おはようございます。

みずほ令和の会の松野でございますけれども、現在、議案第64号が審議されておりますけれども、瑞穂市は賦課方式4方式やっておりますけれども、県は3方式を推奨しております。その中の4方式ですので、資産割、所得割、平等割、均等割と、こういうふうになっておりますけれども、6年間かけて資産税をゼロにするということは、所得割がふえるということになります。

保険税を納める方でふえる方が多数おると思うんですけど、そこら辺の人数がわかりましたらお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 文教厚生委員長 広瀬武雄君。

○文教厚生委員長（広瀬武雄君） ただいまの松野藤四郎議員の質問はいわゆるそういうふえる人数がわかるのかと、こういう質問でございましたが、正直言いまして委員会の中でそういうものも出ておりませんし、本来、ただいまの質問は委員長報告に対する質問に対しては不適切な質問だと、このように考えているところでございますので、その辺は委員会でも出ておりませんし、何人かを問いただすときは委員会で執行部に対して問いただす行為があったのかなかったのかという質問なら、ありませんでしたというふうにお答えする段階でございますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 私は議案について聞いているので、私の質疑に対しては妥当だというふうに考えます。

瑞穂市、あるいは県から指示あるこの収納率といいますか、納付率といいますか、それは県を上回っているのか、確認したいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○文教厚生委員長（広瀬武雄君） ただいまの松野藤四郎議員の質問は、県を上回っているのかどうかということでしたね。ちょっと重ねて、収納がという内容だったと今質問を受けたように考えておりますが、そういう件については正直言いまして、先ほど来申し上げておりますように出ておりません。

本来は、松野さんが言われるように委員会で執行部に質問すべき項目であったかも知れませんが、結果として出ておりませんので答弁は控えさせていただきます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） もう一点ですけれども、瑞穂市は専決処分等をしていますけれども、限度額等に対して法が改正される3月31日ですか。それで専決処分という格好をとっておるんですけれども、ある自治体ではそんなことをしないところもあるわけです。要は国民健康保険のお金を納めるのは7月からだと思うんですね。そこら辺の話は、文教厚生委員会の中でされているのか、確認したいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 文教厚生委員長 広瀬武雄君。

○文教厚生委員長（広瀬武雄君） お答えいたしますが、残念ながらそういう審査はされませんでした。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。



これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 議席番号6番の日本共産党の小川理でございます。

議案第64号平成30年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行いたいというふうに思います。

私は、決算において繰入金がございます。保険基盤安定繰入金というのがございますが、これ金額が8,741万1,000円になっております。私は議員になりまして、かねてからこの国からのお金は所得の低い人たちに対する支援として来るお金でありますので、この基金が所得の低い加入者の皆さんに対する対策として、つまり保険税を引き下げるものとして活用すべきだということを申し上げてきましたけれども、平成30年度もこの基金は使われておりません。

私が文教厚生委員会でその点をお尋ねしましたら、そのお金はどこに使われているかというところへは納付金に使われている、国からもらったお金は県の納付金に納めているというふうに答弁がされました。私はこれは少しおかしいのではないかというふうに思います。

一方で、基金でございますが、平成30年度は新たに2億5,000万円も積み立てられております。その結果、基金は幾らになったのか。実に8億3,000万円にもなっております。30年度の基金積立額が2億5,000万円、これは余りにも私は多過ぎるということを言わざるを得ないというふうに思います。

したがって、この基金を活用して均等割、平等割をやっぱり引き下げるべきだというふうに思います。所得の低い人たちにとって一番減税効果があるのは、均等割、平等割を引き下げることでありますから、ぜひこれはそのような引き下げを求めていきたいというふうに思います。

また、最後でございますが、国保の県単位化になって、これまで指摘をされてきました構造的な問題、所得に対して国民健康保険料の負担が重過ぎる、このことは全国知事会でも繰り返し論議をされてきましたし、このことが国保の構造的な問題だということが議論されてきておるわけであります。

ですが、それでは県単位化になりまして、このことが果たして解決されたのかどうか。私は何ら解決をされていないというふうに思います。保険税が納められない、こういう滞納者の皆さんが実に15.8%でありますから、これは6世帯に1世帯なんです。このことを解決しなきゃならない。つまり保険税が高過ぎるという問題を解決する、このことが国保の構造的な問題を解決する一番の決め手だと私は思います。その点で、まだこのことが解決されているとは到底言

えないのではないのでしょうか。

また最後の最後になってしまいますけれども、滞納処分の問題についても改めて指摘をさせていただきたいというふうに思います。滞納整理マニュアルがあるのであれば、これはやはりきちんと情報公開をすべきだというふうに思います。公正な行政を保障していく上でも、この情報公開をすべきだということを最後に申し上げまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第64号は委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第65号平成30年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 議席番号6番の日本共産党の小川理でございます。

議案第65号について、反対討論をさせていただきます。

後期高齢者医療制度でございますが、これまでも窓口負担は2割負担にすると、こういうことが議論されてきましたけれども、今全世代型社会保障ということで、そのかけ声のもとでいよいよ来年度からですけれども窓口負担が2割に引き上げられようということが検討されようとされております。

私は後期高齢者医療制度が始まって10年、あるいは11年になりますけれども、保険料はこれまで繰り返し引き上げられてまいりました。そのもとで、高齢者の皆さんの暮らしが圧迫され

てきたのではないかなというふうに思います。

ところが、この制度が国民の皆さんに理解を得て安定してきている、このような概要の報告がされておりますけど、私はこれはとんでもないことだと申し上げておきたいというふうに思います。

30年度の保険料でございますが、29年度末に生じると予想された剰余金を活用して1人当たりの保険料がわずか1%微増に抑えられておりますけれども、先ほども申し上げましたように後期高齢者医療制度が発足して以来、保険料の値上げの傾向は変わりございません。しかも、保険料は年金から天引きだということですから、大変なことだというふうに思います。

こんな中で、私が反対の理由にさせていただきますのは、後期高齢者連合議会というところで審議をされるわけでございますが、予算審議においても、また決算審議においても、議員の皆さんからの質疑応答はなく全会一致で認定がされております。予算も決算も同様でございます。これでは、私は議会という名に恥じる、こういうことになるのではないかなというふうに思いますので、以上の反対の理由でもって反対討論とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第65号は委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第66号平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 議席番号6番の日本共産党の小川理でございます。

議案第66号について、反対討論をさせていただきます。

学校給食費は、中学生の場合1カ月4,740円、小学生の場合4,020円でございますので、例えば子供さんがお二人お見えですと毎月8,760円の給食費の負担になります。私はこの給食費の負担というのは決して軽くはない。むしろ重過ぎるということを、この質問を通じて学校給食費の助成を求めてまいりました。

しかしながら、平成30年度におきましては学校給食法を根拠にしてこれを行わないということが繰り返し答弁をされてきましたので、私は学校給食費の助成が配慮されていないこの30年度の決算認定については反対をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第66号は委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第73号平成31年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第74号平成31年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第75号平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時21分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

---

日程第20 議案第54号から日程第24 議案第72号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第20、議案第54号瑞穂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてから日程第24、議案第72号平成31年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）までを一括議題とします。

これらについては、総務委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） ただいま一括議題となりました5議案について、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告します。

総務委員会は、9月17日の午前9時30分から穂積庁舎議員会議室で開催しました。全委員が出席し、執行部からは、市長、会計管理者及び所管の部課長、また一般会計の決算等関連議案の審査のため、当委員会所管以外の教育長、各部長、教育次長にも出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第63号平成30年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

本案については、ほかの常任委員会でそれぞれの所管部分について協議された結果、特に意見はありませんでした。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、消費税値上げの影響はとの質疑に対し、消費税が増税されたことに伴う地方消費税交付金の増加分は社会保障4経費として、年金、医療、介護、少子化の施策に充ててある。今後も、増税分はこの事業に充てていくものと考えているとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定されました。

続いて、議案第72号平成31年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）を審査しました。

本案については、ほかの常任委員会でそれぞれの所管部分について協議された結果、特に意

見はありませんでした。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、固定資産税の補正の内容と今後の税収見込みはとの質疑に対し、今回の補正については当初予算では税額が確定しなかったが、最新の調定見込みが出たためである。増額の理由については、新築住宅の増加が一因と考えているとの答弁がありました。

この答弁を受け、固定資産税の個人と法人の割合はとの質疑に対し、今回の補正金額の個人と法人の割合はわからないが、年間の固定資産税の個人と法人の割合は、個人がおよそ65%、法人が35%という状況であるとの答弁がありました。

また、穂積小学校区放課後児童クラブの工事の完成予定はとの質疑に対し、早急に対応する予定であるが、指導員の確保も含め、来年度の使用を検討しているとの答弁を受け、冬休みや春休みの期間にでも使用できるように早急に対応してほしいとの意見がありました。

また、今回の中ふれあい広場用地取得に関し、今後も借地の買収を行うのかとの質疑に対し、今後も地権者の協力のもと買収していきたいと考えているとの答弁がありました。

また、子ども・子育て支援臨時交付金について、認可外に行っている子供にも特別に支援している自治体もあるが、当市はどのような考えかとの質疑に対し、保育料の無償化に伴うもので、特に私立幼稚園の関係もあり、無償化の部分と預かり保育と副食関係の経費という内容であるとの答弁を受け、子供は平等ではないのか、当市としては前向きな方向で無償化してはとの質疑に対し、今後の国の流れを見ながら検討したいとの答弁がありました。

また、下水道事業対策基金積立金はどのような経緯で積まれたのか、なぜこの時期なのかとの質疑に対し、将来に備え、市からの支出の平準化を図るためであるとの答弁を受け、今後も積まれていく予定かとの質疑に対し、財政計画と工事費を見直している段階であり、状況を見ながら検討していくとの答弁がありました。

また、中小学校の北側、旧校舎の解体の今後のスケジュールはとの質疑に対し、今回の補正予算議決後に解体工事の設計をし、その後早急に工事費を計上する予定であるとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

続いて、議案第57号瑞穂市公民館条例等の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、料金を改正した後、季節外れの暑さ寒さに対応した冷暖房の使用はできるのかとの質疑に対し、本条例の改正については担当課と調整しているので、対応していきたいとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

続いて、議案第54号瑞穂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、フルタイム会計年度任用職員は任期が1年更新で継続となった場合、2年目から共済組合に加入できるのかとの質疑に対し、フルタイム会計年度任用職員については、2年目以降から共済組合に加入となるとの答弁がありました。

また、フルタイム会計年度任用職員の給与はどの級に該当するのかとの質疑に対し、給料表級別基準職務表に基づき、行政職給料表または医療職給料表を適用し支給する。行政事務補助の方の場合、行政職給料表の1級1号給から始まるとの答弁がありました。

この答弁を受け、継続した場合、給料の号数は上がるのかとの質疑に対し、経験による加算はあるが職種ごとの上限の設定があるとの答弁がありました。

その後、執行部から補足説明があり、総括質疑の中で会計年度任用職員の継続時での給与決定について、昇給制度をもとに昇給と答弁したが、正しくは常勤職員の昇給制度との権衡を考慮した経験加算であるので、その点を訂正したいとの申し出がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

続いて、議案第56号瑞穂市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、法16条第1号、法28条第4項の規定による失職とは公務員の罷免の関係なのかとの質疑に対し、地方公務員法第16条では、失格事項として公務員になれない事項が定められていたが、今回の法改正により成年被後見人、被保佐人が削除されたので、その部分を引用していたものなどを変更したとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。令和元年9月30日、総務委員会委員長 若園五朗。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第54号瑞穂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 議席番号6番の日本共産党の小川理でございます。



議案第54号について、反対の討論をさせていただきたいと思います。

私、文教厚生委員会に所属しておりますが、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム関係職員の違いについて、勤務時間でどのように区分されるのかについてお尋ねをしましたら、これは週38時間45分以内ならパートタイムであると答弁がございました。また、1日7時間の場合にはどのようなになるかというふうに質問いたしましたら、これはパートタイムとの答弁でございました。

私、この答弁からいたしますと、今回、新しい会計年度任用職員の制度が導入されますと、臨時非常勤職員の多くの皆さんはフルタイムからパートタイムに置き換えられることが十分に可能ではないかというふうに思います。なぜなら、そのことで人件費を削ることが可能になるからでございます。

次の2つ目の理由でございますが、この新しい制度の移行によってフルタイムとパートタイムとの待遇面での大きな差が生まれてきます。退職金の支給については、フルタイムでは支給するという一部改善面が見られますけれども、ところが先ほど述べましたように臨時・非常勤の多くの皆さんが例えばパートタイムに置き換えられるということになりますと、これはこれまでの臨時職員の皆さんの待遇改善が図られていくという保障はないというふうに私は思います。

また、最後でございますけど、この制度の移行によりまして公務労働そのものの非正規化がさらに進むのではないかというふうに言われておりますけれども、同時にその制度を通じて公務労働のさまざまな民間委託などが進められる可能性も私は否定できないということを指摘させていただきます。反対討論とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第56号瑞穂市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第57号瑞穂市公民館条例等の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 議席番号6番の日本共産党の小川理でございます。

議案第57号について、反対討論をさせていただきます。

今回の公共施設の使用料の値上げでございますが、一部の施設を除きまして総合センター、コミュニティセンター、市民センター、あるいは巣南公民館、駅西会館、グラウンド等の体育施設、学校体育施設など、使用料の値上げが一斉に行われる、このような提案になっております。公共施設、一体どれぐらいになるかといいますと、30施設において今回値上げが提案されています。

どれぐらいの値上げかといいますと、どの施設も10%強でございます。大変大幅な値上げになっております。中には学校の体育館の使用料は一部33%も値上げになる、こういうような内

容でございます。

では、なぜそのような値上げをするのかということですが、消費税の値上げ分を、つまり10%値上げをする、このことが含まれていますよ、こういう説明がございました。また、その上受益者負担の適正化を図る、この2つがその理由でございますけれども、この説明で市民の皆さんの理解が果たして得られるのかどうか、私は大変疑問であるというふうに言わなきゃならんというふうに思います。

私、2つの問題点を改めて指摘させていただきたいと思います。まず1つは、消費税の増税でございますが、10月1日から10%の増税が予定をされておりますけれども、この増税の影響といいますのは大変甚大だと言わなきゃならないというふうに思います。明らかに消費者の皆さんの節約志向は強まる、これは明白でありますし、また瑞穂市の中で頑張っておられる中小企業、零細企業の皆さんにとっては、今でも8%でも消費税の納税が大変でありますけど、さらにこれが10%になったら本当に事業を継続できるかどうか、その瀬戸際に立たされてくるのではないかというふうに思います。このようなときに、果たして公共施設の使用料の値上げを行っていいかどうか、私は十分にその影響を考慮されなきゃならないということを申し上げておきたいというふうに思います。

次に、受益者負担の問題でございます。例えば、巢南公民館がございますけれども、建てられて大分古くなってまいります。そうすると維持費がかかるわけですね。維持費がかかるということは、それを利用される方々に利用料の負担をしてもらわなければ維持できませんよ、ということで値上げがされるわけですが、私はその場合であったとしても、どうしても値上げをしなくてはならないその理由をきちんと市民の皆さんに説明をして、ここまでは税金で賄うけれども、ここからは市民の皆さん負担してくださいよ、そういった市民の理解を得てこそ公共施設の使用料の値上げが初めて行われなきゃならないというふうに考えております。

あえて申し上げますと、受益者負担だということを言えば公共施設の使用料の値上げが何でもできると、こういうふうな考えでもしあるとすれば、これは私たち市民にとっては、皆さんからは受け入れがたいものであることを申し上げまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第63号平成30年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 議席番号6番の日本共産党の小川理でございます。

たびたび反対討論をいたしまして大変申しわけないんですけれども、議案第63号について、反対討論をさせていただきます。

まず1つは、平成30年度の決算におきまして、市民の皆さんの要求が前進して実現したことも反映をされておるといふふうに思います。

例えば、就学援助の問題ですけれども、新たに入学準備金が支給をされるようになりました。小学校では4万600円、また中学校では4万7,400円が入学する際には入学準備金として就学援助の制度として支給をされております。2つ目ですけれども、みずほバスの早朝の便が改善をされまして、例えば名古屋に行く人たち、通勤者の皆さんにとっては便利になったと私は思います。また、夜8時、つまり20時以降の増便も行われまして、通勤や通学の皆さんにとって穂積駅の利便性は一定改善が図られてきたというふうに思うわけでございます。

しかしながら、次のような問題を指摘させていただき反対の討論とさせていただきます。

まず1つでございますが、被爆地への中学生の派遣事業が中止をされました。これは平成22年に非核平和都市宣言を制定されて、その宣言に基づく事業として行われてきたわけですが、これは非核平和都市宣言に照らしても逆行しているのではないかというふうに思います。

御承知のように、被爆者の願いが世界政治を動かしました。国連を動かして、歴史上初めて核兵器は違法とする核兵器禁止条約が国連で制定をされておりますけれども、非核平和都市宣言を制定した瑞穂市がこういう中でなぜ被爆地への中学生の派遣事業を中止したのか、私には理解できるものではございません。お隣といいますか本巣市では、被爆地への訪問ですけれども、中学生の全員を対象にして事業が始められております。核兵器の悲惨さを次の世代に、子

供たちに引き継ぐことは一層重要であることを申し上げておきたいというふうに思います。

2つ目でございますが、高齢者の外出支援を目的としましたタクシー助成制度でございます。限られた予算の中で、その助成要件は厳しいものになっていることはこの議会の中でも答弁がございました。しかし私は、この助成要件でございますが、例えば所得制限は設けないなど、高齢者の皆さんが誰もが利用できるタクシー助成制度の見直しがまさに必要ではないかということ指摘させていただきたいというふうに思います。

3つ目でございますが、保育所の整備計画として民営化が促進をされております。公立保育所を民営化するために市民の共同財産を無償で貸与しながら、一方で認定こども園といいますのは保護者と保育所との間で直接契約になります。これは瑞穂市の法的責任を後退させるものになっているのではないのでしょうか。

次に、子供の貧困の問題について申し上げたいというふうに思います。子供の貧困対策は決して過去のものではございません。岐阜県におきましても、子供の貧困調査を踏まえて関係する部や課で構成する子供貧困対策会議が立ち上げられておりますけれども、そのような取り組みが強化をされつつあります。

就学援助については、先ほど申し上げましたように入学準備金の制度が新たに設けられておりますけれども、しかしその受給率といいますのは県下でも極めて低い水準になっているのではないのでしょうか。私はこれは事実だというふうに思います。瑞穂市でも子供の貧困、この問題を正面に据えた取り組みがもっと必要だというふうに考えるところでございます。

最後ではございますが、家族経営の農家の皆さんや柿生産者への支援、これも待ったなしでございまして、瑞穂市の地域資源を生かして、独自の取り組みが私はもっと必要だということを申し上げておきたいというふうに思います。

また、瑞穂市の中で小規模零細企業の皆さんにとっても、先ほど申し上げましたように、消費税の増税がされる中で、一層事業が困難になってくることは私は明白だというふうに思います。

したがって、その支援については国や県の後追いばかりではなく、まずそうした方々の中小企業やまた小規模事業者の実態がどのようになっているか、このような調査も行うなど、予算を抜本的にふやすべきだということを申し上げまして、以上で反対討論とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第63号は委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第72号平成31年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第25 議案第77号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第25、議案第77号平成29年度犀川遊水地牛牧排水機場改築工事委託契約の変更（第3回）についてを議題とします。

本案に対する提案理由の説明を求めます。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） それでは1件、追加提案について説明をさせていただきます。

議案第77号平成29年度犀川遊水地牛牧排水機場改築工事委託契約の変更（第3回）についてであります。

建設発生土受け入れ地へ残土を搬出するに当たり、掘削土が軟弱であるため、受け入れ条件を満たすには搬出土の土壌改良が必要となったことなどにより工事委託金額を増額する必要が

生じたため、議会の議決を求めるものであります。

以上1件、追加議案につきましての概要を御説明させていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして適切なる御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時20分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第77号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております議案第77号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第77号平成29年度犀川遊水地牛牧排水機場改築工事委託契約の変更（第3回）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。

議案第77号平成29年度犀川遊水地牛牧排水機場改築工事委託契約の変更（第3回）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤橋礼治君） 日程第26、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議員派遣についてを会議規則第169条の規定により提出しております。内容については2件ございます。

議会事務局長より説明をさせます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長にかわりまして、2件説明いたします。

まず1件目は、令和元年10月19日に第11回意見交換会を朝日大学会議室で開催するに当たり、全議員を派遣するものです。

2件目は、令和元年11月11日に中濃十市議会議長会主催の議員研修会が可児市で開催されるため、全議員を派遣するものです。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 以上の2件につきまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定をいたしました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任を願います。

---

#### 閉会の宣告

○議長（藤橋礼治君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和元年第3回瑞穂市議会定例会を閉会します。ありがとうございました。

閉会 午前11時24分



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和元年9月30日

瑞穂市議会 議長 藤 橋 礼 治

議 員 庄 田 昭 人

議 員 若 井 千 尋